

## とちぎ未来提案実現事業実施要綱

### 1 目的

栃木県（以下「県」という。）は、こども・若者の柔軟で豊かな発想を県の施策に直接反映させることで、新たな視点から多様化・複雑化する課題解決等に資することを目的として、こども・若者が提案者となる「とちぎ未来提案実現事業」を実施する。

### 2 募集する提案

#### (1) 募集する提案

こども・若者独自の視点で課題を設定し、その解決方法について自由な発想で考えた提案を募集する。

#### (2) 募集する提案から除外するもの

次のアからコまでのいずれかに該当すると認められるもの又はそのおそれがあるものは、募集する提案から除外するものとし、応募があった場合に審査対象としない。

ア 法令等に違反するもの

イ 公序良俗に反するもの

ウ 営利目的又は特定の個人若しくは団体のみが利益を受けることを目的とするもの

エ 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの

オ 現金給付及びそれに類するもの、又は施設整備を目的とするもの

カ 募集テーマから明らかに逸脱するもの

キ 非現実的な内容を含んだ実現不可能なもの

ク 知的財産権を侵害するもの

ケ 提案者の要件を満たさない者が提案したもの

コ 提案方法によらず提案されたもの

### 3 提案者となることができる者

次のアからウまでの全ての要件を満たす者を対象とする。なお、構成員全員がアからウまでの全ての要件を満たす場合は、グループでも提案者となることができる。

ア 提案日の属する年度の4月1日時点で満12歳以上、満28歳以下の者

イ 次の(ア)または(イ)に該当する者

(ア) 県内に住所を有する者又は住所を有していた者

(イ) 県内へ通勤・通学している者又は通勤・通学していた者

ウ 応募した提案や提案者の氏名、発表会等で撮影した画像等の公表に同意する者

### 4 提案方法

提案者は、別に定める募集期間中に、原則、専用応募フォームで提出することにより提案を行う。

### 5 選定方法等

#### (1) 選定方法

- ア 県において提案内容を書類審査し、プレゼンテーション発表会対象提案を選定する。
- イ 上記アにより選定された提案について、別に定める日程で、プレゼンテーション発表会を行う。
- ウ プレゼンテーション発表会において、提案内容及びプレゼンテーション内容を審査し、事業化の調整を図る提案を選出する。

(2) 提案の取扱い

事業化にあたり、提案の趣旨を踏まえた上で、県が内容を修正する場合がある。なお、審査結果や選定経過などに対する個別の回答は行わない。

(3) 審査の着目点

ア 独自性

新たな視点・アイデア、創意工夫がある提案か

イ 有効性

課題の解決のために効果的・効率的な提案か

ウ 発展性

提案内容を深めたり広げたりすることで、より大きな効果が期待できるか

エ 実現性

期間や事業費等を考慮して、事業化することが可能な提案か

6 結果の公表

選定された提案（事業化の調整を図る提案）は、県ホームページで公表する。

7 提案の事業化

選定された提案（事業化の調整を図る提案）は、翌年度予算で実施できるように、事業化の調整を行う。ただし、既決予算内で実施可能な提案については、随時事業として実施するものとする。

8 権利の帰属

本事業において提案されたものに係る権利は、全て県に帰属するものとする。

なお、提案に含まれる発明、実用新案、意匠及び商標に係る産業財産権については、権利者に引き続き帰属する。

9 個人情報の取扱い

本事業により保有する個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他所要の規程に基づき、適切に処理する。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 8 (2026) 年 4 月 30 日から実施する。